

平成16年10月期 第三級陸上特殊無線技士 試験問題

法規 12問 } 24 問 1 時間
無線工学 12問

法 規

[1] 再免許を受けた基地局の免許の有効期間は、次のどれか。

1. 無期限
2. 5年
3. 4年
4. 3年

[2] 電波法の規定により、免許人があらかじめ総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の許可を受けなければならないのは、次のどの場合か。

1. 無線設備の変更の工事をしようとするとき。
2. 無線局の運用を開始しようとするとき。
3. 無線局の運用を休止しようとするとき。
4. 無線局を廃止しようとするとき。

[3] 電波法に規定する電波の質は、次のどれか。

1. 変調度
2. 総合ひずみ
3. 周波数の偏差
4. 信号対雑音比

[4] 次の文は、電波法施行規則の規定であるが、☐ 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線従事者は、その業務に従事しているときは、無線従事者免許証を☐ していなければならない。」

1. 通信室に掲示
2. 無線局に保管
3. 免許人に預託
4. 携帯

[5] 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、1,215 メガヘルツ以上の周波数の電波を使用する陸上の無線局の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができるものの最大の空中線電力は、次のどれか。

1. 10 ワット
2. 25 ワット
3. 100 ワット
4. 250 ワット

[6] 無線従事者が免許証の訂正を受けなければならないのは、どのような場合か、次のうちから選べ。

1. 氏名に変更を生じたとき。
2. 本籍地に変更を生じたとき。
3. 住所に変更を生じたとき。
4. 他の無線従事者の資格を取得したとき。

法

〔7〕 無線局を運用する場合において、電波の型式及び周波数は、次のどれに記載されたところによらなければならないか。

1. 免許状
2. 無線検査簿
3. 無線局事項書
4. 無線局免許申請書

〔8〕 無線局の発射する電波の質が総務省令に定めるものに適合していないと認められるとき、その無線局についてとられることがある措置は、次のどれか。

1. 免許を取り消される。
2. 空中線の撤去を命ぜられる。
3. 臨時に電波の発射の停止を命ぜられる。
4. 周波数又は空中線電力の指定を変更される。

〔9〕 免許人が電波法に基づく命令に違反したとき、その無線局について受けることがある処分は、次のどれか。

1. 無線従事者の業務の従事停止
2. 通信の相手方の制限
3. 電波の型式の制限
4. 運用の停止

規

〔10〕 無線従事者が総務大臣から3か月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがある場合は、次のどれか。

1. 免許証を失ったとき。
2. 電波法に違反したとき。
3. 無線局の運用を休止したとき。
4. その業務に従事することがなくなったとき。

〔11〕 電波法の規定により、免許状を1か月以内に返納しなければならない場合は、次のどれか。

1. 無線局の運用の停止を命ぜられたとき。
2. 免許状を破損し又は汚したとき。
3. 無線局の運用を休止したとき。
4. 無線局の免許がその効力を失ったとき。

〔12〕 再免許を受けた無線局は、従前の無線局の無線検査簿をどのように取り扱わなければならないか、次のうちから選べ。

1. 旧免許状とともに返納する。
2. そのまま継続して使用する。
3. 2年間保存する。
4. 1年間保存する。